

留学生の皆さんへ 奨学金等留学生支援制度のご案内

奨学金等留学生支援制度について お問い合わせ・申し込みについて

- 秋田大学留学生
秋田大学学務部学生課留学生係まで
TEL (018) 889-2258
FAX (018) 889-3012
E-mail ryugaku@jimu.akita-u.ac.jp
- 秋田経済法科大学留学生
大学事務部学生支援課まで
TEL (018) 836-4328
FAX (018) 836-2485
E-mail gakusei@akhu.jp
- 秋田県立大学留学生
教育本部 教務・学生チームまで
TEL (018) 872-1526
FAX (018) 872-1670
E-mail koho_akita@akita-pu.ac.jp
- 国際教養大学留学生
学生課学生支援班まで
TEL (018) 886-5935
FAX (018) 886-5910
E-mail studentaffairs@aiu.ac.jp
- 秋田工業高等専門学校留学生
学生課教務係まで
TEL (018) 847-6018
FAX (018) 847-0372
E-mail kyomu-dv@ipc.akita-nct.ac.jp

～各大学等の窓口それぞれお問い合わせ願います～

あきた留学生交流 第18号(別冊)

2006. 3 発行

編集・発行 秋田地域留学生等交流推進会議事務局
(秋田大学社会貢献・国際交流室)

〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号
TEL (018) 889-2270 FAX (018) 889-3012
E-mail syakoku@jimu.akita-u.ac.jp



主な奨学金等留学生支援制度

	奨学金の名称	実施団体	住 所	補 助 対 象	奨学金等の額(月額)	募集時期
日本学生支援機構による制度	私費外国人留学生等 学習奨励費	日本学生支援機構	〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29	○日本の大学等に正規生として在籍する私費外国人留学生 で、学業、人物ともに優れ、経済的理由により就学に困 難がある者	学 部 5万円 大学院 7万円	5月
	外国人留学生 医療費補助制度	日本学生支援機構	〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29	(1)国民健康保険に加入している者 (2)在留期間がおおむね1年未満の短期滞在者で、国民健康 保険に加入できない者	(1)健康保険法の適用を 受ける診療に要した 医療費の自己負担額 の35%補助 (2)自己負担額の70% 補助	毎月15日 締切
地方公共団体等による支援事業	秋田県在住留学生 国民健康保険加入助成金	秋田県学術国際政策課	〒010-8570 秋田市山王4-1-1	○秋田県在住の外国人留学生 ○ODA対象国出身の者 ○「留学」の在留資格を有する者 ○私費留学生である者 ○大学等の長により、勉学、研究意欲があると認められ、推 薦された者 ○国民健康保険に加入し、被保険者証に世帯主として記載 されている者 ○他団体から国民健康保険料に対し、助成を受けていない 者。ただし、在籍する大学等からの助成で、その助成金の 額が保険料の総額を超えない場合は対象とする。	年額1万円を限度	1月
	秋田県 留学生支援事業費補助金 居住費支援金交付 (家賃補助制度)	秋田県学術国際政策課	〒010-8570 秋田市山王4-1-1	○学位取得のため秋田県内の大学等の正規課程に留学し、 又は大学間交流協定に基づき3ヶ月から1年間程度秋田 県内の大学等に留学する者 ○在留資格「留学」を有する私費留学生 ○秋田県内に居住し、外国人登録をした者 ○大学等の長により、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的 な理由により就学に困難があると認められ、推薦された者 ○国際交流活動に積極的に参加する意欲のある者 ○他団体等から補助金等の助成を受けていない者	家賃相当額 (上限5万円)	5月

主な奨学金等留学生支援制度

	奨学金の名称	実施団体	住 所	応 募 対 象	奨学金等の額(月額)	募集時期	支給期間
民間	わぴえ奨学生	秋田県 国際交流をすすめる女性の会	〒010-0955 秋田市山王中島町1-1 秋田県生涯学習センター内	○秋田県内の高等教育機関で学ぶ女性私費外国人留学生	5千円	5月中旬	1年
	実吉奨学金	(財)実吉奨学会	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル6F	○大学または大学院の理工系学部・研究科(工学資源学部・工学源学研究科)に在籍する私費外国人留学生	年 額 25万円	4月上旬	1年
	橋谷奨学金	(財)橋谷奨学会	〒134-8520 東京都江戸川区東葛西3-17-9	○学部または大学院(研究生含む)に在籍または入学を許可されたインドネシア国籍を有する私費外国人留学生	10万円	4月上旬	採択から卒業(修了)まで
	米山奨学生	(財)ロータリー米山記念奨学会	〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-3 qbc会館ビル	○「留学」または日本の大学に在学中で法務大臣から難民の認定を受けて日本に在留し、翌年4月において次のとおり在籍する外国人留学生 ・学部3・4年次(医学部は5・6年次)に在籍する者(ただし、中国・韓国籍の学生は除く) ・大学院修士課程1・2年次に在籍する者 ・大学院修士課程2・3年次(医学部は3・4年次)に在籍する者(ただし、45歳未満の者)	学 部 10万円 大学院 14万円	8月上旬	採択から卒業(修了)まで
	交流協会奨学金留学生	(財)交流協会	〒106-0032 東京都港区六本木3-16-33 青葉六本木ビル	○翌年4月において、日本の国立大学大学院の修士・博士課程に進学・在籍する、台湾籍を有する外国人留学生(35歳未満の者)	18万円	8月上旬	2年
	平和中島財団 外国人留学生奨学金	(財)平和中島財団	〒107-6033 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル	○日本の大学に在籍する私費外国人留学生で、翌年度に正規課程に在籍予定の者	学 部 10万円 大学院 12万円	9月上旬	最長2年
	川口静記念奨学生	(財)アジア国際交流奨学財団	〒611-8690 尼崎北郵便局私書箱第77号	○アジア諸国の国籍を有し、アジア各国から来日し、大学院あるいは学部正規の学生として在籍している者。または在籍することが確定しているもの(申請時の年齢は、大学院対象者は35歳未満、学部対象者は30歳未満)	学 部 6万円 大学院 7万円	10月下旬	1年
	岩谷国際留学生研究助成金	(財)岩谷直治記念財団	〒100-0014 東京都千代田区永田町2-10-2 TBRビル	○日本以外の国籍を有し、東アジア・東南アジアから来日している私費外国人留学生 ・大学院の修士課程または博士課程在籍者並びに入学決定者	15万円	11月上旬	1年
	サト一国際留学財団奨学生	(財)サト一国際奨学財団	〒150-0000 東京都渋谷区恵比寿1-21-3 恵比寿NRビル	○日本の大学の学部または大学院に在籍するASEAN諸国及び南西アジア諸国の国籍を有する私費外国人留学生	学 部 10万円 大学院 13万円	1月上旬	2年を限度に再応募可
	私費外国人留学生奨学生	(財)佐川奨学生奨学会	〒600-8413 京都市下京区烏丸通 仏光寺下ル大政所町678	○日本の大学の学部または大学院に在籍する東南アジア諸国の国籍を有する私費外国人留学生で、翌年4月において次のとおり在籍する者 ・学部3年次(医学部は5年次) ・大学院修士課程(博士前期課程)1年次 ・大学院博士後期課程2年次(医学部は3年次)	10万円	2月上旬	2年
朝鮮奨学会奨学金	(財)朝鮮奨学会	〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビル9階	○日本の大学の学部または大学院に在籍する韓国人・朝鮮人(韓国籍・朝鮮籍を含む)の私費外国人留学生	学 部 2.5万円 大学院(修士)4万円 大学院(博士)5万円	4月下旬	1年	

☆秋田地域留学生等交流推進会議運営による資金貸与制度☆

この制度は、県内の大学・短大・高専に在籍する留学生の皆さんが、民間アパート等へ入居する際に必要となる予約金や、病気や災害などで多額のお金を一時的に必要とする場合に、経済的に困難と認められれば無利子で貸付を受けられる制度です。

貸付金は、一人あたり10万円を限度としており、貸付後の翌月から10ヶ月以内の月払いで返済することになっています。

また、困っている留学生から相談を受けた場合にも留学生担当窓口関係者からご説明くださるようよろしくお願いします。

秋田地域留学生等交流推進会議貸与制度実施要項

- 目的** 私費外国人留学生が民間宿舎へ入居する際の予約金及び外国人留学生等(同居家族を含む。)が緊急に必要とする資金について、希望により貸与を行う。
- 内容** 民間宿舎へ入居する際の予約金とは、権利金、礼金及び敷金を含み、資金とは、疾病、災害等により一時的に必要とする多額の経費とする。
- 金額** 貸付金は、100,000円を限度とする。なお、利息は課さないものとする。
- 申請** 貸与を受けようとする留学生は、秋田地域留学生等交流推進会議貸与制度による貸付金申請書(別紙様式1)を、秋田地域留学生等交流推進会議議長に提出するものとする。
- 選考** 本人から提出された申請書の経済状況等を考慮し、運営委員会委員長が選考する。
- 貸与** 貸与は所属の長を通じて随時に行い、貸与を受けた留学生は、借用証書(別紙様式2)を秋田地域留学生等交流推進会議議長に提出するものとする。
- 返済** 貸与月の翌月から10ヶ月以内の月払いとする。なお、返済期間中に帰国する場合は、帰国前に全額を返済するものとする。
- 事務** 貸与についての事務は、秋田地域留学生等交流推進会議事務担当の秋田大学学務部学生課が行う。
- その他** 貸与についての細部は、運営委員会委員長が別に定める。

附 則

- この要項は、平成13年11月28日から実施する。
- 秋田地域留学生等交流推進会議宿舎予約金貸与制度実施要項及び秋田地域留学生等交流推進会議外国人留学生緊急資金貸付制度実施要項は廃止する。
- この要項は、平成17年12月15日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

(別紙様式1)

秋田地域留学生等交流推進会議 貸与制度による貸付金申請書

申請金額・事由 1. 予約金 2. 資金 円	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (回)		
返済予定期間 指導教員等の意見		(所属学部, 研究科等) (職 名・氏 名) ㊟	
秋田地域留学生等交流推進会議貸与制度実施要項により、貸付を受けたいので申請いたします。		秋田地域留学生等交流推進会議議長 殿	申請者 (所属大学等, 学部, 研究科等) ㊟ (氏 名)
平成 年 月 日		秋田地域留学生等交流推進会議議長 殿	借受人 (所属大学等, 学部, 研究科等) (氏 名) ㊟

(別紙様式2)

借 用 証 書	金 円		
	上記金額を秋田地域留学生等交流推進会議貸与制度による貸付金として、下記により借用しました。	記	
	1. 借用については、秋田地域留学生等交流推進会議貸与制度実施要項に従います。		
	2. この貸付金は、平成 年 月 日までに、毎月 円を月払いにより返済いたします。		
	平成 年 月 日	秋田地域留学生等交流推進会議議長 殿	借受人 (所属大学等, 学部, 研究科等) (氏 名) ㊟